

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第 8 9 9 号

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）1 2 月 1 4 日

藤沢市議会議長 松下 賢一郎 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

議会本会議の運営，常任委員会，議会運営委員会，特別委員会の運営及び  
その他諸会議及び請願及び陳情の処理に係るコンピュータ処理について  
（答申）

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）1 1 月 2 7 日付けで諮問（第 8 9 9 号）された議会本  
会議の運営，常任委員会，議会運営委員会，特別委員会の運営及びその他諸会議及  
び請願及び陳情の処理に係るコンピュータ処理について，次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成 1 5 年藤沢市条例第 7 号。以下「条  
例」という。）第 1 8 条の規定によるコンピュータ処理を行うことについては，  
「3 審議会の判断理由」に述べるところにより適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う  
必要性は，次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

藤沢市議会において，I C T 技術の活用により，資料等のペーパーレス化を  
図るとともに，情報伝達の迅速化，議会関連の情報の共有化，文書管理の効率  
化及び議会運営の円滑化を図ることを目的に，インターネットを介してアプリ  
ケーションと連動したクラウド型サーバへのアクセスにより，資料等の情報共  
有を行うことができる文書共有システム（以下「システム」という）を導入し，  
平成 3 0 年 1 月より稼動する予定である。

以上の運用を行うことから，条例第 1 8 条のコンピュータ処理を行うこと  
について，藤沢市個人情報保護制度運営審議会に意見を求めるものである。

### (2) コンピュータ処理について

#### ア コンピュータ処理をする個人情報の項目

議案書等の議会資料及び請願書・陳情書における氏名，住所，電話番号，  
団体等の役職

#### イ 処理内容

市議会事務局において，議案書等の議会関係資料のデータをシステムのク

クラウドサーバに登録する。(別紙1「処理イメージ」参照)

(3) 安全対策について

ア 藤沢市議会での安全対策

(ア) データの利用

登録データの利用者は、市議会議員、市議会事務局、市長部局及び行政委員会等とする。なお、市議会議員・市議会事務局において使用するタブレット端末( )及び市議会において許可された端末にのみ、システムアプリをインストールし、利用するものとする。

また、利用者は、別紙3「藤沢市議会文書共有システム及びタブレット型端末機運用基準」及び別紙4「藤沢市議会における端末機の使用範囲について」を遵守するとともに、システム利用にあたり、市議会事務局で実施するセキュリティ研修を受講することとする。

タブレット端末は、別紙2「藤沢市議会タブレット端末通信回線提供業務仕様書」に基づき提供されるもの。

(イ) データの保管

市長部局(行政総務課)から市議会事務局宛に送付される議案書等のPDFファイル、及び、請願者や陳情者から提出される請願書及び陳情書をスキャンしたPDFファイルについて、IT推進課が管理するネットワークドライブにパスワードを設定し、保管する。業務終了後は速やかにネットワークドライブから削除する。

(ウ) 非公開情報部分を含むデータへの権限設定

「議会の同意等を必要とする人事議案等の対象者の住所」、「一般市民を対象とする損害賠償額の決定等の議案等対象者の住所・氏名」等の非公開情報部分が含まれるデータについては、管理者権限によりタブレット端末への保存、データの印刷ができない設定を行う。

(I) データのシステム登録

システムのクラウドサーバへの登録作業について管理責任者を定め、管理画面へアクセスできる者を規定するとともに、パスワードについては定期的に変更する。

(オ) タブレット端末におけるセキュリティ対策

a タブレット端末へのログインはID・パスワードにより行い、パスワードは個人管理とし、定期的に変更する。

b システムアプリのインストール先は、端末認証により指定された端末のみとする。

c モバイルデバイスマネジメント(以下「MDM」という。)サービスを導入し、インストールされているアプリケーション情報の確認や、リモートロック・リモートワイプを実施できる状態とする。

イ システム事業者に求める安全対策

(別紙5「サービス利用申込書」、別紙6「藤沢市議会文書共有システム仕様書」、別紙6「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」及び別紙7「ウェブアプリケーションのセキュリティ対策に関する仕様書」参照)

(7) 条例等の遵守

個人情報の取扱いについて、条例及びデータの保護及び秘密の保持等に関する仕様書を遵守するとともに本業務の履行に係る情報セキュリティ対策が充分とられていること。また、情報セキュリティ対策について外部機関の認証を取得していること。

(イ) データの管理

- a クラウド環境について、データセンターを国内に設置し、安定稼働のための設備対策(空調,電源,定期メンテナンス等)を行うこと。また、自然災害や火災等でデータが滅失しないように対策をすること
- b システムサーバと端末間の通信は、「SSL/TLS(暗号化通信)」により行うこと。
- c 端末機本体に暗号化された状態で資料をダウンロードすることができ、アプリケーションを通じてのみ復号することができること。
- d 管理者の権限により遠隔で資料の削除及び差し替えが可能なこと。
- e 閲覧者、閲覧日時、閲覧場所などのログ情報が出力可能なこと。

(ウ) ユーザーの管理

- a システム利用者ごとにユーザーID及びパスワードを設定できること。
- b 管理者権限を設定できること。
- c ユーザー及びグループごとに資料の登録・編集・参照等の権限設定ができること。
- d 管理者以外のユーザーがシステムにログインする際には、端末機の個体認証を行い、許可された端末以外でのログインを禁止する機能があること。

(I) データの登録・閲覧

- a インターネットを介してデータをクラウドサーバにアップロードすることが可能であり、階層構造で保存、管理が可能なこと。
- b 登録文書ごとに公開期間を分単位で設定できること。
- c 公開期間が過ぎた文書は端末のアプリケーション上にダウンロードされていても自動的に削除する機能を備えること。
- d 資料の閲覧制限を1IDごと及びグループごとに設定できること。

(オ) サポート体制

- a 問合わせに対する窓口を一本化し、迅速に対応すること。
- b 障害発生時の迅速な対応が行えるように、サポート体制を確立すること。あわせて、原因究明と再発防止策等について報告すること。

(カ) その他

仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、市議会事務局と協議の上、決定するものとする。

(4) 実施時期

2018年(平成30年)1月10日からシステム稼働開始

(5) 参考資料

ア 処理イメージ

- イ 藤沢市議会タブレット端末通信回線提供業務仕様書
- ウ 藤沢市議会文書共有システム及びタブレット型端末機運用基準
- エ 藤沢市議会における端末機の使用範囲について
- オ サービス利用申込書
- カ 藤沢市議会文書共有システム仕様書
- キ データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書
- ク ウェブアプリケーションのセキュリティ対策に関する仕様書
- ケ 個人情報取扱事務登録簿

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、コンピュータ処理を行うことについて、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

#### (1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

ICT技術の活用により、資料等のペーパーレス化を図るとともに、情報伝達の迅速化、議会関連の情報の共有化、文書管理の効率化及び議会運営の円滑化を図ることを目的に、インターネットを介してアプリケーションと連動したクラウド型サーバへのアクセスにより、資料等の情報共有を行うことができる文書共有システム(以下、「システム」という)を導入し、平成30年1月より稼働する予定である。議案書等の議会資料や請願書、陳情書についても、同システムを用いてタブレット等の端末で閲覧することができるようにするため、コンピュータ処理を行う必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要があると認められる。

#### (2) 安全対策について

実施機関が2説明要旨(3)ア(ア)から(オ)まで、イ(イ)から(カ)までにおいて示す安全対策は、次のとおりである。

##### ア 実施機関における安全対策

(ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 ア(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)並びに(オ) a 及び b

(イ) 利用後にデータを確実に消去するための措置 ア(イ)

(ウ) 日常的な安全対策 ア(ア) 及び(オ) c

##### イ システム事業者における安全対策

(ア) 必要最小限の利用者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 イ(ウ) a から d まで及び(エ) d

(イ) 日常的な安全対策 イ(ア)、(イ) a、d 及び e (オ) a 及び b

(ウ) ネットワークからの情報流出を防止するための措置 イ(イ) b 及び c

(エ) 利用後にデータを確実に消去するための措置 イ(エ) c

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認め

られる。ただし、システム事業者が仕様書を遵守する措置を講じること及びコンピュータ処理する個人情報は当面同意を得た個人情報に限ることを条件とする。

以 上